

全 附 頁

- イ、什部留 別表附、放送セットは会館贈品として施設費、許費等、取扱等必要はから
了解
- ロ、資材留 紙工事務了解
- ハ、印刷文書留 二年間実施の費は予算計の別化は困難であるうと判断されるので、不
足部分は予算計費用
- ニ、印刷費 調査月毎については年一回は無難ではまいとの意見も述べたが、調査通り
了解

昭和三十四年七月二十八日

兵庫県立神戸労働分館組合

役員委員 早見 正三

組合員 横田 昭雄

答 申 案

昭和三十一年度総会に当り、組合規約第十二條實踐について七月二十四日第一回重則委員会を開催し、これが審議を行い、第九十条の改正については該法者なく、必然的に第八十八条の改正(黄紙)の既に行つて種々論議を行つた。しかし、この既の改正については一応地区代表委員の意見をも参照し、その中から最終的結論を引出すことが審議過程において妥当であるという河野に當り、七月二十七日各地区一斉に代議員会を開催し討議を行つた。各地区代議員会の意見として

- (1) 組織形態の改訂 基準について ナイタル(文会、教育)活動期の改訂 基準について 運営上の普及を基準に決定してものを改訂について
- (2) 運営上の普及を基準に決定してものを改訂について
- (3) 労働者の人権救済に對しての改訂について
- (4) 労働者救済をかりえて組合員としての標準を基準に保つたものについての改訂 以上五点が案の要旨である。

七月二十八日の第二回重則委員会にこれら四点について種々討議を行つたが、結論的には、(2)、(4)、(5)についてはその主旨を本館に對しての理解は出来るが、このことは第八十八条の修正からしてむしろ半面がその用意を待たずして既に行つたものであると判明した。をわ、(1)、(3)の項については本年その他の該法者を強調することについては現実的に困難を要する。がある。その基準の求め方については執行委員会であり具体的に検討することを要する。重則委員会としては尚ほ検討としての組織強化に對するたも職場活動家、ナイタル活動の育成に重点を置く方針として昭和三十六年度を目途にこれを該法者を改訂するべく、早急の

中での日寄の申で提出してゆく。こうした結論を重則委員会として要志統一し、昭和三十四年度においては案形に値いする該法者なしという確信を得るに至つた。

	役員委員	早見 正三	(本社)
	委員	田中 貞一	(六坑)
	委員	田中 貞一	(二坑)
	委員	田中 貞一	(新坑)
	委員	田中 貞一	(新坑)
	委員	田中 貞一	(五坑)
	委員	田中 貞一	(五坑)
	委員	田中 貞一	(六坑)
	委員	田中 貞一	(六坑)

昭和34年度予算(案)修正

支出 大 部	大科目	小科目	予算額	昭和34年度 修正額	月別予算額
			統制部費	1,672,800	44,000
		計	6,041,730	586,037	6,034,788
	経費	予備費	743,795	1,210,970 △	61,982
		計	9,866,537	425,674	822,211

統制部費内訳表

	統制部費		統制部長		統制副部長		庶務會議		庶務代表		庶務職員		計
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
本社							2	1,100	2	1,000	3	900	3,000
二坑	11	7,200	11	6,500	12	3,600	7	4,900	7	3,500	10	3,000	27,700
新坑	24	15,800	26	13,000	26	7,800	10	8,600	10	5,000	30	9,000	59,200
五坑	12	6,800	12	6,000	12	3,600	8	4,800	8	4,000	8	2,400	27,600
六坑	8	4,400	8	4,000	8	2,400	9	3,900	9	4,500	9	2,700	21,900
	57	34,200	57	29,500	58	17,400	36	24,200	36	18,000	60	18,000	139,400

$$34,200円 \times 12 = 410,400円 (地所部費)$$

$$24,500円 \times 12 = 342,000円 (統制部費)$$

$$17,400円 \times 12 = 208,800円 (統制副部長)$$

$$23,300円 \times 12 = 279,600 (庶務會議)$$

$$18,000円 \times 12 = 216,000 (庶務代表)$$

$$18,000円 \times 12 = 216,000 (庶務職員)$$

$$410,400 + 342,000 + 208,800 + 279,600 + 216,000 + 216,000 = 1,672,800円$$

$$1,672,800$$

(1) 三井、神島支那總領事館資金収支内訳

支店名	人員	積立金額	借入	
			借入金額	借入日
三陸支店	1,637人	1,637円		2月10日 ⊕
田川	2200	2200		" "
山崎	3780	3780		" "
砂川	1097	1096	2月11日 ⊕	
芦野	4700	4700		" "
美咲	3860	3860	2月12日 ⊕	
神島	4270	4270	2月10日 ⊕	
計	6,627	6,620		
三陸支店	1,670	1,670	2月10日 ⊕	
田川	737	737	" "	
山崎	382	382	" "	
砂川	320	320	2月11日 ⊕	
美咲	376	376	2月12日 ⊕	
芦野	457	457	2月11日 ⊕	
札幌小隊	183	183	2月10日 ⊕	
本館	377	377	" 庫	
計	4770	4770		
合 計	5,283	5,250		

(2) 利息計算

- ⊕ $3,283,500円 \times 27割 \times 30日 = 3,970,500円$ $4,322,000円$
 ⊕ $1,809,500円 \times 29割 \times 30日 = 1,573,245円$
 (2割4厘換算)
 $4,322,000円 + 1,440,200円 = 2,684円 + 277円$

(3) 納入期日

- 2月分は2月10日納入員一人当り 277円
 3月分は3月10日納入 * 277円
 10月分は10月10日納入 * 277円
 10月分は10月10日納入 * 277円

※ 2月10日以後は返済を行うため、新資金額について借
 手変更され利息も決定されることもあるので決定額が
 以後日本からクレジットの分、月末締め日分も必ず
 総額に積算する。

1937年度 平和斗争斗争記録 (文部町議)

科目	金額	内 容
公庫創刊 者補助金	45000	後援者ノ人数51000×1/3 = 45000円
出費費	132000	行動部及以開閉 役員委員会会議費 本社 11400 二 部 30900 新 院 44000 宣 院 22900 六 院 20400 計 132000
立 込 費	90000	ビラ 2000枚×100×1/20 = 10000 その他印刷費 2000 自由紙マシリン代 20000 宣伝用郵費 1000
給 費	12400	必要費生計出費未納後得費
予 備 費	90000	臨時費及びその他
計	420000	

集 積 方 法 7/10/11 毎三回引合

成 人 7/9月 20円

保 婦 7/9月 15円

昭和34年7月7日

大佐ブレーカー夜襲に伴い大佐瀧田夫
から戦傷へ転移された女子の取扱に關
する件

遺書について下記の通り取扱う

記

1. 遺 名 瀧田福天夫

2. 遺 金

(1) 遺失金、仕立給及び遺贈給については次の通り一律とする

遺失1方当り遺失給	145円30銭
＊ 仕立給	43円84銭
＊ 遺贈給	200円10銭

(2) 年令給、年功給については本人の年令及び勤続年数に依り
決定する

(3) 増遺資金については死後遺金給額総額として取扱う

(4) その他については従前通りとする

3. 実施期日 昭和34年7月1日

- 註 (1) 早仕立遺書の組合員給部分については増遺資金のみを支
給し増遺資金は支給しない
同此の場合の増遺資金の高額となる際の算出方法は一般
の遺失給者の取扱いに準ずる
(2) 年令給、年功給の計算については既死夫として処理する
(念のため)

以 上

本部
合同
情宣班会誌資料
一九三〇年三月 大之浦芳雄

一 企業合理化反対斗争オルク資料 —

1. 石川重太郎氏宛書
 2. 四国山田山田重太郎氏宛書
 3. 四国山田山田重太郎氏宛書
 4. 四国山田山田重太郎氏宛書
 5. 四国山田山田重太郎氏宛書
 6. 四国山田山田重太郎氏宛書
 7. 四国山田山田重太郎氏宛書
 8. 四国山田山田重太郎氏宛書
 9. 四国山田山田重太郎氏宛書
 10. 四国山田山田重太郎氏宛書

1. 石川重太郎氏宛書
 2. 四国山田山田重太郎氏宛書
 3. 四国山田山田重太郎氏宛書
 4. 四国山田山田重太郎氏宛書
 5. 四国山田山田重太郎氏宛書
 6. 四国山田山田重太郎氏宛書
 7. 四国山田山田重太郎氏宛書
 8. 四国山田山田重太郎氏宛書
 9. 四国山田山田重太郎氏宛書
 10. 四国山田山田重太郎氏宛書

1. 石川重太郎氏宛書
 2. 四国山田山田重太郎氏宛書
 3. 四国山田山田重太郎氏宛書
 4. 四国山田山田重太郎氏宛書
 5. 四国山田山田重太郎氏宛書
 6. 四国山田山田重太郎氏宛書
 7. 四国山田山田重太郎氏宛書
 8. 四国山田山田重太郎氏宛書
 9. 四国山田山田重太郎氏宛書
 10. 四国山田山田重太郎氏宛書

1. 石川重太郎氏宛書
 2. 四国山田山田重太郎氏宛書
 3. 四国山田山田重太郎氏宛書
 4. 四国山田山田重太郎氏宛書
 5. 四国山田山田重太郎氏宛書
 6. 四国山田山田重太郎氏宛書
 7. 四国山田山田重太郎氏宛書
 8. 四国山田山田重太郎氏宛書
 9. 四国山田山田重太郎氏宛書
 10. 四国山田山田重太郎氏宛書

1. 石川重太郎氏宛書
 2. 四国山田山田重太郎氏宛書
 3. 四国山田山田重太郎氏宛書
 4. 四国山田山田重太郎氏宛書
 5. 四国山田山田重太郎氏宛書
 6. 四国山田山田重太郎氏宛書
 7. 四国山田山田重太郎氏宛書
 8. 四国山田山田重太郎氏宛書
 9. 四国山田山田重太郎氏宛書
 10. 四国山田山田重太郎氏宛書

1. 石川重太郎氏宛書
 2. 四国山田山田重太郎氏宛書
 3. 四国山田山田重太郎氏宛書
 4. 四国山田山田重太郎氏宛書
 5. 四国山田山田重太郎氏宛書
 6. 四国山田山田重太郎氏宛書
 7. 四国山田山田重太郎氏宛書
 8. 四国山田山田重太郎氏宛書
 9. 四国山田山田重太郎氏宛書
 10. 四国山田山田重太郎氏宛書



博 宣 告 会 議 の 通 知

我々の後、むし暑い日が続いています。皆様方には毎日御苦勞さんです。さて、おれわれが活動している全労連各支部斗争、更に是月十六日に行われる労働者の平和斗争については必勝を期して体面の方全に努めておられることと思えますが、更にこれら平和斗争の闘争を深める意味で左記により博宣告会議を開催します。ので、万回お繰合せの上に出して下さい。

記

て日時 八月三十日 午前十時(星島博宣のこと)

て場所

1 組合本部会館

て議題

2 全労連各支部斗争について

3 労務改良及斗争について

4 その他

此、講師として星島代議士、全労連役員を招待する予定です。

昭和三十四年八月二十五日

星島夫之博宣告会

組合長

横田

合

取

取

久岡庄次郎氏被選に因する決議書

選挙区は昭和三十四年九月十九日第二十一回執行委員会及九月十九日第四回委員会に於て今次富田町町長選挙に際する平和平等行動中記号ける五坑支那五区統制部長（臨時兼任区選挙管理委員会）久岡庄次郎氏（其外兼治工）の選挙進行中に死変せる結果に關して組合員は此の選挙進行と関係投票結果に基づき投票中記号する事を決議する。

昭和三十四年九月十一日

組合名 具島大之唄民権労働組合
決議機関名 執行委員会
議長 横田 謙

昭和三十四年九月十九日

決議機関名 富岡区委員会
議長 早見 正
組合名 具島大之唄民権労働組合

財務部長	鈴木部長	厚生部長	庶務部長	教育部長	書記部長	副組合長	組合長
中	宮本	山本	山本	山本	山本	下田	田
正	正	正	正	正	正	正	正
一	一	一	一	一	一	一	一



われわれは前回（昭和二十四年九月十八日）の宮田町労働会議員選挙には、十三名の公選候補を擁立し平いを争った。このことと昭和二十六年の町議員の被選挙権を二重と標記させたい。労働の決意のもと、全組合員が企業党がそれこそ火の玉と化して団結の旗幟を掲げて、町議員のあらゆる特権、そして引込みにも動ぜず平しい闘いを。その結果は当時においては不可思議な九一〇〇票の奇蹟を飾らんとした結果である。

四年後を振り返ると、又も数しい町議員が丸舌を喰えてわれわれの組織の中によみがえつて来た。しかし、われわれがつよぶる四年後には今度町議員選挙が争われたとき、素直に労働組合の旗を掲げ得るであらうか、現況を顧みてこのことを即座に否定し得られぬい実態にあると認められる。その現況を大綱的に挙げてみる。

1. 町議員が前回（昭和二十四年）の選挙からして、財界組織でもって強力を影響をもちつて来た。

2. 町議員の組織が団体の組織弱体化して組織化された。

3. 町議員の日常活動に對しての批判が激化された。

この三つが、分析の果てであるとは考えられないが、漸から了了ならずとして選挙戦を平しい闘いとして一歩の要因ともなることは否定出来ない。

この三つの中で最も重要と思われるのは、前回よりもより強い決意と団結力を発揮した点で、昭和二十六年の町議員選挙をふまえてそれがあることを知らなければならない。加えて、全組合員及び町議員候補者共が一致したことは、同労働組合の四月に於ける町、村議員の選挙戦、大正労働会一〇〇名が選挙活動を挙げていたことからして、町議員候補者として、町議員と候補者の中で、これまでを回顧して見れば、選挙のちやふやを争つては来ないとして出来るべきだし、むしろ各組合員選挙を助してこれが一〇〇〇名投票を勝ち取らねばならぬ。全組合員と候補者共を争つたらなければならない。

1. 候補者共が一致して、

われわれの選挙戦はあくまでも候補者自身の意志を統一し、公選候補という枠の内

で争うべきである。

加えて、この選挙戦で争うべきには、宮田町労働組合の決議の上に出づつて、町議員選挙戦であるが、われわれは選挙戦に勝つては町議員選挙戦はあくまで争うべきである。争うべきである。このことと今度町議員選挙を争う最大の特権を争うべきである。われわれは選挙戦に勝つては、このことと今度町議員選挙を争う最大の特権を争うべきである。

2. 町議員が前回は町議員の公選候補決選に出づつての方針

（町議員が前回は町議員の公選候補決選に出づつての方針）

町議員が前回は町議員の公選候補決選に出づつての方針

町議員が前回は町議員の公選候補決選に出づつての方針

町議員が前回は町議員の公選候補決選に出づつての方針

町議員が前回は町議員の公選候補決選に出づつての方針



税の17.0%の増徴率は74.0%増と想定される。以上の増徴率を以て、各区の税額増徴率を次の通り算出した。

一 区	377,272 圓 × 0.7711 / 74.0%
二 区	377,272 圓 × 0.4817 / 74.0% = 2,473,700 3 割
三 区	477,372 圓 × 0.7117 / 74.0%
四 区	477,372 圓 × 0.7117 / 74.0% = 5,914 圓
五 区	370,000 圓 × 0.7477 / 74.0%
六 区	200,000 圓 × 0.4717 / 74.0% = 1,270 2 割
六 区	477,372 圓 × 0.7117 / 74.0%
六 区	477,372 圓 × 0.4717 / 74.0% = 2,913 圓

II. 公債償還の多美化につき

昭和三十年の町債償還は、われわれとしては公債新種決定に對つての準備として各地区各協議場に協議委員会を設け、第一段階としての選出方法を定めてきた。もちろん、最終決定は本町選出であることはなほ言はず。

今回の多美化に對つての考え方には、従来の多美化ともすれば無意味的な下部町選出を拒否し、選出の便宜で決定を促すこともあつたことは否言出来ない。そのことと本町選出に對しての下部の政治的不足を考慮し、引いてはどうしても選出はせねばならぬという要求といふも、政治的の結果出来ぬものは選出があつた。今次小竹町、若宮町の町選出もそのことが最大の大決心として選出されたものである。

われわれは政治的選出選挙制を考へてきた経験から見て、特に、今次若宮町の町選出が従来の如し立憲選挙制を決定されるという問題を考へておられるべきである。このように選出を予備するおられるべきである。このように選出するといふ方針に立たざるを得ない。

取組

1. 第一段階として、各協議場に選出委員のグループを構成する。そこで候補者を選出するもの案を統一する。
2. 第二段階として、四地区のグループを構成する。五地区委員のグループでの案を統一されたもので、更に案を決定する。
3. 第三段階として、各代表協議場に選出委員会を設立し、その中で案を統一を行う。
4. 第四段階として、各代表協議場に選出委員会を設立し、協議に對する方針決定を行う。
5. この段階を経て、四地区の選出委員会が予備選出を行う場合もある。
6. 一候補の協議が各協議場の候補者であるとする場合は、第五段階の方式を経て選出委員会を決定して行う。

III. 協議場選出に對しての考え方

協議場選出に對しての考え方としては、改めてこれを検討してきました。しかし、あつたらん材料を以て選出され、われわれの基本理念である立憲選挙の強化という面から判断し

アウローダー使用に伴う設置一覽表

24.9.19

1. 稼働天

坑別	切羽名	掘削人員			掘削		山丈	戻丈	備	内
		日	新	差	旧	新				
新坑	面上右木子ニ又門	0	25	25		100	2.25 1.8	2.25 1.8	10月5日より使用 お終了	※ 撤去(掘削) 5人
	上ニ	25	0	25	25		1.80	1.80		
五坑	六五区一下ニ 門	0	42	42		20	1.21	1.21	9月5日より使用 お終了	※ 撤去(掘削) 5人
	上ニ	19	0	19	19					
二坑	五一下ニ	60	32	28	24	24	2.06	1.70	10月2日より使用 お終了	※ 撤去(掘削) 5人
	斜底右ニ又門	25	32	7	65	65	2.24	2.12		
三坑	右ニ	42	50	8	70	70	2.25	2.04	11月15日より使用 お終了	※ 撤去(掘削) 5人
	右底右ニ又門	0	28	28		55	2.21	1.81		
六坑	右底下ニ	40	0	40	24				お終了	※ 撤去(掘削) 7人
	右底上ニ	42	47	5	60	60	1.80	1.85		

2. 仕練天

坑別	移動日	掘削人員		移動人員	備	内
		V	L			
新坑	4	0	4	掘削人員		
五坑	4	0	4	掘削人員		
二坑	4	0	4	掘削人員		
六坑	20(移動)	5(掘削)	15	10人掘削人員、5人仕練人員		

200



昭和三十三年九月二十八日

岡部 勇

黒い羽根運動の進行に付する件

黒い羽根運動の推進に關する件

御慶の中に關しては、九月八日の地金準備金の発表などから言へば、九月十日連日黒い羽根の発表は、従来比支那の戦況に入る契機となつた。従つては各支隊同志の協同活動を進めるべき契機となつたのである。

記

一、黒い羽根の組織

黒い羽根運動の組織は、公衆には出さぬが、この組織を通じて支隊同志の組織化を図り、支隊同志、支隊同志の協同活動の促進を期す。此等此等の支隊同志の組織化は、地金準備金の発表などから言へば、九月十日連日黒い羽根の発表は、従来比支那の戦況に入る契機となつたのである。

二、黒い羽根の組織

黒い羽根の組織は、公衆には出さぬが、この組織を通じて支隊同志の組織化を図り、支隊同志、支隊同志の協同活動の促進を期す。此等此等の支隊同志の組織化は、地金準備金の発表などから言へば、九月十日連日黒い羽根の発表は、従来比支那の戦況に入る契機となつたのである。

三、黒い羽根の組織

黒い羽根の組織は、公衆には出さぬが、この組織を通じて支隊同志の組織化を図り、支隊同志、支隊同志の協同活動の促進を期す。此等此等の支隊同志の組織化は、地金準備金の発表などから言へば、九月十日連日黒い羽根の発表は、従来比支那の戦況に入る契機となつたのである。

黒い羽根の組織は、公衆には出さぬが、この組織を通じて支隊同志の組織化を図り、支隊同志、支隊同志の協同活動の促進を期す。此等此等の支隊同志の組織化は、地金準備金の発表などから言へば、九月十日連日黒い羽根の発表は、従来比支那の戦況に入る契機となつたのである。

四、黒い羽根の組織

黒い羽根の組織は、公衆には出さぬが、この組織を通じて支隊同志の組織化を図り、支隊同志、支隊同志の協同活動の促進を期す。此等此等の支隊同志の組織化は、地金準備金の発表などから言へば、九月十日連日黒い羽根の発表は、従来比支那の戦況に入る契機となつたのである。

五、黒い羽根の組織

黒い羽根の組織は、公衆には出さぬが、この組織を通じて支隊同志の組織化を図り、支隊同志、支隊同志の協同活動の促進を期す。此等此等の支隊同志の組織化は、地金準備金の発表などから言へば、九月十日連日黒い羽根の発表は、従来比支那の戦況に入る契機となつたのである。

六、黒い羽根の組織

黒い羽根の組織は、公衆には出さぬが、この組織を通じて支隊同志の組織化を図り、支隊同志、支隊同志の協同活動の促進を期す。此等此等の支隊同志の組織化は、地金準備金の発表などから言へば、九月十日連日黒い羽根の発表は、従来比支那の戦況に入る契機となつたのである。

七、黒い羽根の組織

黒い羽根の組織は、公衆には出さぬが、この組織を通じて支隊同志の組織化を図り、支隊同志、支隊同志の協同活動の促進を期す。此等此等の支隊同志の組織化は、地金準備金の発表などから言へば、九月十日連日黒い羽根の発表は、従来比支那の戦況に入る契機となつたのである。

八、黒い羽根の組織

黒い羽根の組織は、公衆には出さぬが、この組織を通じて支隊同志の組織化を図り、支隊同志、支隊同志の協同活動の促進を期す。此等此等の支隊同志の組織化は、地金準備金の発表などから言へば、九月十日連日黒い羽根の発表は、従来比支那の戦況に入る契機となつたのである。

昭和34年下期職員期末実手基礎額調査表

区 分	調査日 期別	昭和34年9月30日現在										
		歳 給 夫		院 内 簡 給 夫		院 外 成 人 男 子		保 護 者		計		扶養家族
		人員	基礎額	人員	基礎額	人員	基礎額	人員	基礎額	人員	基礎額	
基 礎 額	1ヶ月未満	7	70279					1	4250	8	74529	8
	2ヶ月 "	14	366690					1	6230	15	398920	7
	3ヶ月 "	7	317299							7	317299	6
	4ヶ月 "	3	199083							3	199083	
	5ヶ月 "											
	6ヶ月 "	6	484861					73	3376721	79	3861582	6
	1年 "	7	548110			3	252270	1	50311	11	800691	5
	3年 "	88 619	60786564	86	6288579	82	5832651	56	2633448	271	75547240	635
	5年 "	143	13110943	31	3000892	74	5552461	20	918710	268	22583006	218
	10年 "	1292	148533632	209	21643256	319	27607093	91	4480269	1611	203264250	1330
寄 附	15年 "	1538	178594557	432	48532941	641	58971802	205	10410948	2798	288517246	2526
	20年 "	384	20357866	90	1144318	140	13518374	33	1763152	447	46783650	324
	20年以上	273	38576608	91	11232667	114	11236823	7	368961	485	53442759	383
	計	4073	446968432	919	101854653	1373	122972174	488	24035996	6053	695838255	5233
備 考	基礎の交換のため	6	0	1	0	1	0			8	0	15
	歳給の交換のため	23	0	9	0	15	0			51	0	104
	組合費等別のため											
合 計		4109	446968432	930	101854653	1391	122972174	492	24035996	6922	695838255	5262
10月までの採用者		3							3			
11月までの採用者		1							1			
附 註 数										554		

- 註 1. 昭和34年9月30日現在を調査する本調査員について調査のこと 2. 調査の区分は昭和34年9月30日現在の職階とする 3. 養育費の区分は昭和34年9月30日現在とする
4. 基礎額は昭和34年5月1日(昭和34年9月30日までの間の基礎調査の未入給(生活給)と基礎調査中の付加給、臨時給金及び臨時給費金)の合計(「保安責任委員の基金...」欄見922頁、28頁1,083円+...を含む)とする
5. 基礎額の多い順に昭和34年4月1日(昭和34年3月31日までの間の臨時給金)に準ずる基礎額を算する際についてはその人員数と基礎額との差の絶対値で昇降し、昇降し記入のこと
6. 昭和34年4月1日(昭和34年9月30日までの間の臨時給費金)とを1次者について基礎額の増減とし、昇降し記入のこと
7. 扶養家族とは扶養家族給支給対象者(昭和34年9月30日現在の扶養家族)とする
8. 病院医員及び病員に於て異動のこと、昇降給、昇給給、昇給給等昇降給について調査のこと

区 分	事 由	年		死		亡		公 務 所		私 務 所		其 他		
		人員	基礎額	人員	基礎額	人員	基礎額	人員	基礎額	人員	基礎額	人員	基礎額	
高 速 機 の あ る 者	1ヶ月未満													
	2ヶ月*													
	3ヶ月*													
	4ヶ月*													
	5ヶ月*													
	6ヶ月*													
	1年*													
	3年*										1	11172		
	5年*													
	10年*										(2)	2	62551	
15年*	(22)	761997			(5)	2	133923	(4)	1	103053	(6)	2	96581	
20年*					(3)	1	105569							
20年以上	(10)	373494	(3)	1	257417			(4)	1	86295				
計	(32)	1135451	(5)	1	157417	(5)	3	239490	(5)	2	189338	(11)	5	175304
其 他 の 者	公務所のため													
	私務所のため							(4)	1		(2)	1		
	組合事務所のため													
	その他のため													
計							(4)	1			(2)	1		
合 計	(38)	1135451	(5)	1	157417	(12)	4	239490	(5)	2	189338	(10)	6	175304

註 2. 期間労働者 昭和34年10月1日から昭和34年11月30日間の労働者について調査した労働者数である(昭和34年9月30日現在とする)

3. 労働者の区分は経済企画院労働力調査区区分による

4. 非正規的労働者は労働力調査として未定

5. その他労働者については第1表第4-7に準じて把握

6. 調査対象とは既婚者及び家族調査員 1人以内とする



事業部合		“七〇”位		計	
人員	基礎值	人員	基礎值	人員	基礎值
		1	22966	1	22966
(2)	1 74931	5	362651	(2)	7 440754
		(3)	3 174200	(1)	3 174200
		(4)	4 301499	(6)	6 442050
		(13)	543905	(5)	20 1747928
	2 108471	(2)	1 88030	(5)	2 123592
		(2)	1 103172	(10)	6 720328
(2)	3 183402	(27)	20 1676423	(28)	15 3756825
(2)	2			(2)	2
(4)	1			(10)	3
(5)	3			(12)	5
(5)	6 183402	(27)	20 1676423	(28)	15 3756825



第2表の(2)

新卒者 (34/4. 1-34/830)

区分	新 卒		死 亡				公 傷 死		私 傷 死		昇 格	
	人員	基礎額	死 亡		死 亡		人員	基礎額	人員	基礎額	人員	基礎額
			人員	基礎額	人員	基礎額						
1ヶ月未満												
2ヶ月 "												
3ヶ月 "												
4ヶ月 "												
5ヶ月 "												
6ヶ月 "												
1年 "												
3年 "					(1)							
5年 "												
10年 "	2	70468							3	118738	2	152081
15年 "	(2) 9	295091	1	48406					5	148397	1	71262
20年 "	2	81473	(1) 1	114287								
20年以上	2	121699			1	86290		(1) 1	71431			
計	(2) 2	121699	(1) 2	163693	(1) 1	86290		(1) 9	332543	3	223343	
客 公 傷 死 の 元 因							3					
私 傷 死 の 元 因	4 ¹				1				16			
同 公 傷 死 の 元 因												
同 私 傷 死 の 元 因	4											
計	8 ¹				1		3		16			
合 計	35	840336	3	163693	3	86290	3	26	332543	3	223343	

注 1. 期別調査 昭和34年4月1日～昭和34年9月30日迄の5箇期にわたる調査結果を昭和34年3月31日現在とする

2. 退職者の区分は基礎額と退職金の取戻金との差額による

3. 客死等の人員は基礎額に特別給付金として生計の支

4. その他の事項については第1表第4～7の項にて記載

※ 1944年4月基礎額は66,660円

各 項 部 合		其 中 他		計	
人員	基礎額	人員	基礎額	人員	基礎額
		1	62087	1	62087
		(1) 6	252894	(2) 6	262894
		5	192369	5	192369
3	115271	(6) 9	611502	(8) 19	1062057
15	405336	(3) 4	146269	(3) 35	1182741
		(1) 3	195760	(2) 3	195760
1	95849	1	41627	(1) 2	121692
19	696256	(9) 28	1332748	(4) 2	321692
				3	3565519
		1		22	
		6		30	
		7		32	
19	696256	44	1332748	134	3687209

昭和三十四年十月一日

経済同友会報告

委員長 藤 尾 源二郎

第二部

月給大之増徴労働組合

組合長 櫻 田 肇

顧問

宮澤副委員長 藤 尾 源二郎

五社労働所編成組合は九月三十一日迄に於ける労働組合の事務内容及び決算を左の通りを公表します。

記

一、故久岡正次君の死亡原因については、検査結果を待たずして、明らかに組合関係の業務行止上における業務死と判断するに據つた。

二、右事故に當り、組合は、労働者の遺族に求むべき補償の未了、今後とも増進化するであろう組合活動の展開から、既行労災法に依る補償を適用するに、より積極的に対応した。

三、従つて、労働組合としての、補償金額の算定に關しては、労働者災害補償法を基礎とし、既行労災法を基礎とする補償の上次の通り、組合を支持するに、より積極的に対応した。

四、労働組合の遺族とは別に、労働組合に於ては、労働者の遺族に於ける補償金の算定であつて、今般組合で決定した補償金による補償金とは自ずと異なり、且、日給を以て算定するので十の差算金としました。

収 入

普通會費	六〇日	百九、七九四円
特別會費	六〇日	五〇、〇〇〇円
労働組合	一、〇〇〇日	八二九、九〇〇円
労働組合		七八、〇四三円
労働組合		一、〇〇七、七三七円
労働組合		六六四、八八七円

支 出

役員費	第一 部 (役員)	一
職員費	第二 部 (主任)	一
職員費	第三 部 (主任)	一
職員費	第四 部 (主任)	一
職員費	第五 部 (主任)	一
職員費	第六 部 (主任)	一
職員費	第七 部 (主任)	一
職員費	第八 部 (主任)	一
職員費	第九 部 (主任)	一
職員費	第十 部 (主任)	一
職員費	第十一 部 (主任)	一
職員費	第十二 部 (主任)	一
職員費	第十三 部 (主任)	一
職員費	第十四 部 (主任)	一
職員費	第十五 部 (主任)	一
職員費	第十六 部 (主任)	一
職員費	第十七 部 (主任)	一
職員費	第十八 部 (主任)	一
職員費	第十九 部 (主任)	一
職員費	第二十 部 (主任)	一

以上



教 師 名 簿

申請年月日 昭和二十四年九月二十一日

申請者氏名 具壽大之助 京都労働組合

住 所 福岡県小倉市田町三六六四七

氏名 久高 征子 本居心一 福岡県津久野郡田町大字堀元一六七一

職 務 長次 佐野 藤和子 堀元二 佐野 信彦 津久野郡田町大字堀元一

氏 名 八間 正次郎 住 所 今庄三一年一月二十八日 津久野郡

職 務 海外法竹三 組合名 具壽大之助福岡労働組合 住 所 津久野郡

組合名	住 所	職 務
福岡二十五年四月	福岡	役員
二十六年度	福岡	役員
二十七年四月	福岡	役員
二十八年六月	福岡	役員
二十九年六月	福岡	役員
三十年六月	福岡	役員
三十一年度	福岡	役員
三十二年六月	福岡	役員
三十四年度	福岡	役員
三十五年六月	福岡	役員

年 度	年 月 日	年 月 日
昭和二十四年	五月二十日	
昭和二十五年		
昭和二十六年		
昭和二十七年		
昭和二十八年		
昭和二十九年		
昭和三十年		
昭和三十一年		
昭和三十三年		
昭和三十四年		
昭和三十五年		

申請者氏名 具壽大之助 福岡労働組合 住 所 福岡市

年 度	年 月 日	年 月 日
昭和二十四年	五月二十日	
昭和二十五年		
昭和二十六年		
昭和二十七年		
昭和二十八年		
昭和二十九年		
昭和三十年		
昭和三十一年		
昭和三十三年		
昭和三十四年		
昭和三十五年		

年 度	年 月 日	年 月 日
昭和二十四年	五月二十日	
昭和二十五年		
昭和二十六年		
昭和二十七年		
昭和二十八年		
昭和二十九年		
昭和三十年		
昭和三十一年		
昭和三十三年		
昭和三十四年		
昭和三十五年		

	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
選 納 賦 課	中加久山茂山	中加久山茂山	中加久山茂山	中加久山茂山	中加久山茂山	中加久山茂山	中加久山茂山
	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山
	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山
	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山
	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山
	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山
	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山
	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山
	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山
	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山	加久山茂山
主幹会二名	主幹会二名	主幹会二名	主幹会二名	主幹会二名	主幹会二名	主幹会二名	主幹会二名
抽 取 課	三区 落会	二区 落会	一区 落会	五区 落会	四区 落会	三区 落会	二区 落会
	前 坂	前 坂	前 坂	前 坂	前 坂	前 坂	前 坂
	立川	立川	立川	立川	立川	立川	立川
	平野	平野	平野	平野	平野	平野	平野
	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤
	松本	松本	松本	松本	松本	松本	松本
	西田	西田	西田	西田	西田	西田	西田
	川原	川原	川原	川原	川原	川原	川原
	松永	松永	松永	松永	松永	松永	松永
	及田	及田	及田	及田	及田	及田	及田

	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	計
一区	4	4	2	2	2	2	2	24
二区	2	2	2	2	2	2	2	12
三区	2	2	2	2	2	2	2	12
四区	2	2	2	2	2	2	2	12
五区	2	2	2	2	2	2	2	12
計	14	14	10	10	10	10	10	60
主幹会	5	5	5	5	5	5	5	35
落会	5	5	5	5	5	5	5	35
合計	20	20	20	20	20	20	20	140

各区抽納課職員日程及人員表 九日以降

感二欠組賦納について



㊦

死 亡 勘 察 書

氏 名 久 岡 庄 次 郎 男 〇 〇 子
発 病 年 月 日 昭和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日
死 亡 年 月 日 時 分 昭和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日 午 後 〇 時 〇 〇 分
死 亡 の 場 所 福岡県藤子郡宮田町大字鏡光ノ47ノ番地 自宅
死 亡 の 種 類 病 死
死 亡 の 原 因 直接死因 脳 出 血 発病より死亡までの期間 約 〇 時間 〇 分

上記の通り診察する

昭和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

福岡県藤子郡宮田町大字鏡光ノ47ノ番地

具 島 研 治 五 坑 診 察 所

科 家 西 二

昭和三十四年九月十日午後六時、長島大之禮院、江抗文部事務所内、鈴木
 秀雄(吉田町)副校長、藤田孝(藤田町)校長、五区統制部長(当時居住区選挙対
 策委員長)久保出次郎氏と討論を共にしたので、新しい選挙区を新
 案しんでいる時刻、席して目撃すると共に本人を自宅へはこんだ事を証
 明します。

真 証

証

昭和三十四年九月二十一日

本館地 広島県山形郡新田村大字新庄一四〇
 居住所 福岡県藤手郡宮原町大之禮五坑五区

仕給犬(副校長) 大
 青 水 武 夫
 大正十年八月十八日生



事

証

明

書

現住所

福岡県鞍手郡宮田町大之浦五五五区

久

岡

恒

子

昭和十四年二月二十日生

右者故久岡庄次郎氏の長女にして
とを証明します

没異母付の正當なる受給者であること

昭和三十四年九月二十二日

具島炭礦株式会社

大之浦第五坑

事務部長 山本

掌



享 証 明 書 久 岡 庄 次 郎

右の首の平均資金は左記の通り相違なきことを証明し

平均資金 八百円 銀行五拾八圓

昭和三十四年九月二十二日

具島 辰 雄 株式会社

大之 塚 源 五 郎

事務部長 山 本

章



昭和三十四年十月八日

員島大之町労働労働組合新撰支部

買野委員 堀 尾 二 郎

員島大之町労働労働組合

組合長 堀 田 敏 郎

平和争議遂行に伴う新撰支部買野委員会答申案

前記の件に関し新撰支部買野委員会は十月七日、八日二日間に亘つて協議の結果、組合員約第九十名第二編に基き買野委員会は総連署八生の「脱退」を左記通告者に適用することとなつた。

右答申する。

五 記

一、買野事案

買 野 本 部

全 部 政 議 員

全 部 文 議 員

全 部 商 議 員

全 部 治 議 員

全 部 議 員

二、労働協約の経過

九月十六日進行された買野支部委員選挙開会中、組合の決議に違反し、組合の決議を押し平和争議遂行上多大の支障を来たしたことを理由に、十月五日協議された新撰支部買野委員会は、このことは平和争議遂行を妨げてゆく過程の中で組織的困難として買野以来をいし連署を協議をもつてゐる。従つて、買野委員会は解散したこと、事由を明確にすること及び買野の組織運営上必要であるとの結論に至り、組合の買野代表員会としてこれを決議を可決、契約に基き十名の代表員を以つて第一回十月七日、第二回十月八日買野委員会を開催した。

先ず買野委員会として協議したことは、第一条件として得業の組織強化を本回月とし、その中から買野委員としての代表に立つべきであるということを確認のち、同様の核心に入つた。

このことを由縁として両組の内容について検討し、今次平和争議遂行に當つて各の内容を広範に適用せざるか、或いは狭範に適用せざるかについて討議を行つた。しかし、両組の両派となつてゐることは平和争議遂行上、必要以上組織的強化を互いに大々町地域の歩みに促進する。なお、これが該当期断をどの程度に求めるかについても両組が組織的成長を遂げず大きな要因ともした代議員以上に限定すべきであるといふ結論に至つた。

これら二つの理由に立つて味方協議を行い、買野委員会の公正長官を勧告を見出すため

資金確保については労働会連合会及び其下の各労会、さらには臨時各組織の協力を得て努力してゐるところであるが、すでに同本半同協定を含む約十條内の協定をうけてゐる現状から、労働会連合会も各組合の斗争態度にともなはるる相当の資金を必要としており、何らその資金集中を許さしなればならぬことを強く訴へてゐる。

このため、前述の連合会組合員の一人一、〇〇〇円貯金を打出したのである。このよりの形式のなかで協定をうける態度としてはできるかぎり日給の方針をたて、また現在できる限りの多少の協定があつても進んでいってよめるまゝとすればならぬ。

よつて、中央、地方、文藝にわたつての選手組合するの、各地方、文藝は全国的な協力をせよ。

上、中央における活動

イ、労働会連合会、連合会とともに関連を断絶し、九・七労働会に資金集中を行ふこと、さらに各地方連合会に対しては必要に応じてマルゲ活動を行う。

ロ、連合会に各組織には一人一、〇〇〇円貯金の義務を要請し、さらに連合会関係、名義借用、保証等の協力を要請する。また、労働マルゲと平行して必要に応じてマルゲ活動を行う。

2、地方支部に各支部の活動

イ、地評正びに反道半道に對し地評大会決定の一人一、〇〇〇円貯金を要請し、資金集中等の働きかけを行う。

ロ、同協定金と連帯を断絶をはかり、協定委員会より資金確保につとむ。

ハ、八月分賃金より可なりつゝ生活を履行し、短期間のストライキでは協定をせず共食ひの打ちをするよう指導する。

ニ、地評大会決定の一人一、〇〇〇円貯金に加え、この連合会共食ひを一人当り三、〇〇〇円を斗争期間中労会に切替えを行ふよう指導せよ。このことについては臨時地方支部も明らかにして努力しているが必ずしも各地が上つてゐない。故連帯の組合員に協力を要請する一方、組織内の勢力は可能な範囲について進めるければならぬ。これが協定に打ちあはれば約三割削減のぼけるので協定を徹底し実現に努力を要する。

ホ、今年海合第九十一号でも明らかにしてきたところであるが、各支部間に於ての借人名簿の貸手保証等の相互支援の対策が必要を以て各支部もあらかじり準備の進捗を求めて相互の支援体制の確立を要する。

3、会議の日程

本半争の現状並に資金対策、生活対策について担当者による統一を図り、今後の生活対策を定める次の次に上り指導する。

イ、九月五日、中央財政部長会議（地方本部財政部長出席）

ロ、九月六日、労働会連合会、九北労働会との会議

ハ、各地方本部の連合会連合会（各支部財政部長出席）

期日については別途地方本部より通知する。

は選挙者の意向を徴取するとともに、選挙者の調査並びに見聞を得て置くべきであるといふ所感から、森下克巳氏を招かん、引續いて選挙者五名の意向を徴取せしむつた。

十月八日第二回前議員会は、これが議程に依る討論に入つた。

第一点として、其議の討論の目的は、も合衆的の所為に在るべきに於いては、このの理を以てせず、有形無形として組織の混乱をまはしたことは、其日の視察を以てしたものと判明せざるを得ない。従つてこの点に重点を以て検討を行つたが、其時議員会は第二回議案の六項目に亘つて討論を遂げ、最終的に「脱離」事項を適用すべきであるといふ結論を見出した。

この結論を見出した最大の要害は、十月七日、八日に亘つて選前委員が同案した事項に基いて選挙の試演を認るべく意見交換を行つた際、選挙者自身は既に代議員を評選し、已れに行動に對して真摯に自己批判するとともに今後このようを行はば組織は組織人として断行をせしむべし、ひしむ、今まで以上に組織運営に協力するといふ眞意なる精神状態が把握出来たと判明したからである。

この結論を見出した選挙者は、十月七日、八日に亘つて選前委員が同案した事項に基いて選挙の試演を認るべく意見交換を行つた際、選挙者自身は既に代議員を評選し、已れに行動に對して真摯に自己批判するとともに今後このようを行はば組織は組織人として断行をせしむべし、ひしむ、今まで以上に組織運営に協力するといふ眞意なる精神状態が把握出来たと判明したからである。

も此選挙者に對しての選挙者側の結論を見出すに至つた。

委員	
河野	二
森下	三
岡田	四
林	五
久	六
西	七
野	八
野	九
野	十

1. 使用基準表

プラウローダーの使用基準について説明致します。これはあくまでも一つの基準でありまして、一般の基準に適合しない場合がある地の状況が良い場合には部分的に式況を検討して使用することもあり得るもので使用の基準とさせていただきます。

幅員	4.0m以下	(注) 大型の石古間等で取組、カマダ取等一対一が
山元	2.5m以下	用脚輪等の使用が望まれません。
山元	1.0m以下	(注) 下層で石古間のクワノコシ等による
傾斜	2.0°以下	取組使用が望まれません。
天盤	重くなく55kg以下	取組は重量に於て安全に取組むべき
取組	3.00m以下	0.50m以内の小割取しを以てローダ
取組	取組50%以下	インプには支障ありません。

(一) 取組のクワノコシ等あれば自ら取組上の判断を要するので取組ローダー使用できません。

(二) 入土時2段以降は最大傾斜が取組/3以下であるので全く使用不可である。

(三) 以上の使用基準を1回実施計画に当てはめてみます。

新 規 地	一 段 六 割
取 組 長	1.00m 2.00m 3.50m 5.50m
ローダインプ長	3.00m 6.00m 3.50m 4.50m
取 組 式	$\left\{ \begin{array}{l} (1) 2.55m \\ (2) 1.50m \\ (3) 1.67m \end{array} \right.$

傾 斜	1.0°	2°	4°	1.0°
天 盤	取	取	取	取
下 割	取	取	取	取
取 組 式	取	取	取	取

これによりまして取組基準に於いては取組/3は全く使用不可が大部分の事と思えます。

(2) 取組内容

取組から取組の取組については取組員の取組方法で取組を以て取組が今後取組に取組/3について取組/3を以て取組/3であるが、取組/3ローダ/3については取組/3の方法で取組/3の取組/3を以て取組/3。

(3) 作業員の取組

取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(4) 取組

- 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。
- 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(5) 取組方法

ローダ/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(一) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(二) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(三) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(四) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(五) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(六) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(七) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(八) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(九) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(十) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(十一) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(十二) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(十三) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(十四) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(十五) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(十六) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(十七) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(十八) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(十九) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(二十) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(二十一) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(二十二) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(二十三) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(二十四) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(二十五) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(二十六) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(二十七) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(二十八) 取組/3の取組/3は、取組/3の取組/3である。

(1) ボケツの算式 --- $\frac{1}{10}$ 年積算

新法 $\frac{1}{10} \times 236$ (年積) 10年 (積算) 236
 五法 $\frac{1}{5} \times 7$ (年積) 0年 (積算) 129年 (年積) 10
 二法 $\frac{1}{2} \times 22$ (年積) 10 (積算) 100 (年積) 207
 六法 $\frac{1}{6} \times 16$ (年積) 20 (積算) 166

(2) 西の廻り

他の北緯の國境に於いて西廻りを爲したる諸邦 あり。此の西廻りローダーと此の北緯の國境を通過する年を考へては、年を以て7月の西廻りの日数、並びに西廻りをしたる年を以て、西廻りの日数で之を考へてはるものあり。

	新法(年)	二法(年)	三法(年)	四法(年)	計(年)	(年)
實の日数	112	102	116	99	429	5139
所 算 年	47	17	23	17	104	176

(3) 北緯列島の西廻り

北緯列島の諸邦は北緯の國境に於いて西廻りあるがローダーと北緯の國境の年を考へては、北緯の國境を通過する年を以て、北緯の國境の日数、並びに北緯の國境を通過する年を以て、北緯の國境の日数で之を考へてはるものあり。

實地調査中の北緯列島の北緯の國境の日数を以て、北緯の國境の日数で之を考へてはるものあり。

(北緯列島)	北緯	北緯	北緯
南緯列島	10人	2人	2人
北緯	22人	7人	7人
東緯	10人	12人	12人
西緯	5人	5人	5人
北緯	1人	2人	2人
合 計	48	34	18/70

(4) 労働強度

- (1) 北緯列島中最も労働強度の高い北緯列島が北緯に属する。
- (2) 北緯列島は、カウチを以てするが、北緯に属する。
- (3) 一度北緯、カウチを以てするが、北緯に属する。
- (4) 北緯、北緯に属するが、北緯に属する。
- (5) 北緯、北緯に属するが、北緯に属する。
- (6) 北緯、北緯に属するが、北緯に属する。
- (7) 北緯、北緯に属するが、北緯に属する。
- (8) 北緯、北緯に属するが、北緯に属する。
- (9) 北緯、北緯に属するが、北緯に属する。
- (10) 北緯、北緯に属するが、北緯に属する。
- (11) 北緯、北緯に属するが、北緯に属する。
- (12) 北緯、北緯に属するが、北緯に属する。
- (13) 北緯、北緯に属するが、北緯に属する。
- (14) 北緯、北緯に属するが、北緯に属する。
- (15) 北緯、北緯に属するが、北緯に属する。
- (16) 北緯、北緯に属するが、北緯に属する。
- (17) 北緯、北緯に属するが、北緯に属する。
- (18) 北緯、北緯に属するが、北緯に属する。
- (19) 北緯、北緯に属するが、北緯に属する。
- (20) 北緯、北緯に属するが、北緯に属する。



昭和十一年

一、 概況

- 1. 本邦の輸入品に對する保護の程度
- 2. 輸入品の種類
- 3. 輸入品の数量
- 4. 輸入品の価格
- 5. 輸入品の品質
- 6. 輸入品の生産地
- 7. 輸入品の消費地
- 8. 輸入品の流通経路
- 9. 輸入品の競争力
- 10. 輸入品の市場占有率
- 11. 輸入品の貿易差額
- 12. 輸入品の貿易政策
- 13. 輸入品の貿易交渉
- 14. 輸入品の貿易紛争
- 15. 輸入品の貿易協定
- 16. 輸入品の貿易制裁
- 17. 輸入品の貿易奨励
- 18. 輸入品の貿易監視
- 19. 輸入品の貿易調査
- 20. 輸入品の貿易報告

二、 輸入品の種類

- 1. 農産品
- 2. 畜産品
- 3. 林産品
- 4. 水産品
- 5. 鉱産品
- 6. 工業品
- 7. 消費財
- 8. 投資財
- 9. 貿易財
- 10. 輸出品
- 11. 輸入品
- 12. 貿易品
- 13. 貿易品
- 14. 貿易品
- 15. 貿易品
- 16. 貿易品
- 17. 貿易品
- 18. 貿易品
- 19. 貿易品
- 20. 貿易品

三、 輸入品の数量

- 1. 数量
- 2. 数量
- 3. 数量
- 4. 数量
- 5. 数量
- 6. 数量
- 7. 数量
- 8. 数量
- 9. 数量
- 10. 数量
- 11. 数量
- 12. 数量
- 13. 数量
- 14. 数量
- 15. 数量
- 16. 数量
- 17. 数量
- 18. 数量
- 19. 数量
- 20. 数量

四、 輸入品の価格

- 1. 価格
- 2. 価格
- 3. 価格
- 4. 価格
- 5. 価格
- 6. 価格
- 7. 価格
- 8. 価格
- 9. 価格
- 10. 価格
- 11. 価格
- 12. 価格
- 13. 価格
- 14. 価格
- 15. 価格
- 16. 価格
- 17. 価格
- 18. 価格
- 19. 価格
- 20. 価格

五、 輸入品の品質

- 1. 品質
- 2. 品質
- 3. 品質
- 4. 品質
- 5. 品質
- 6. 品質
- 7. 品質
- 8. 品質
- 9. 品質
- 10. 品質
- 11. 品質
- 12. 品質
- 13. 品質
- 14. 品質
- 15. 品質
- 16. 品質
- 17. 品質
- 18. 品質
- 19. 品質
- 20. 品質

六、 輸入品の生産地

- 1. 生産地
- 2. 生産地
- 3. 生産地
- 4. 生産地
- 5. 生産地
- 6. 生産地
- 7. 生産地
- 8. 生産地
- 9. 生産地
- 10. 生産地
- 11. 生産地
- 12. 生産地
- 13. 生産地
- 14. 生産地
- 15. 生産地
- 16. 生産地
- 17. 生産地
- 18. 生産地
- 19. 生産地
- 20. 生産地

七、 輸入品の消費地

- 1. 消費地
- 2. 消費地
- 3. 消費地
- 4. 消費地
- 5. 消費地
- 6. 消費地
- 7. 消費地
- 8. 消費地
- 9. 消費地
- 10. 消費地
- 11. 消費地
- 12. 消費地
- 13. 消費地
- 14. 消費地
- 15. 消費地
- 16. 消費地
- 17. 消費地
- 18. 消費地
- 19. 消費地
- 20. 消費地

八、 輸入品の流通経路

- 1. 流通経路
- 2. 流通経路
- 3. 流通経路
- 4. 流通経路
- 5. 流通経路
- 6. 流通経路
- 7. 流通経路
- 8. 流通経路
- 9. 流通経路
- 10. 流通経路
- 11. 流通経路
- 12. 流通経路
- 13. 流通経路
- 14. 流通経路
- 15. 流通経路
- 16. 流通経路
- 17. 流通経路
- 18. 流通経路
- 19. 流通経路
- 20. 流通経路

新刊 日本銀行の業務報告

1910年10月1日

日本銀行の業務報告は、前年同様、1910年10月1日現在までの業務状況を報告する。報告の内容は、前年同様、1910年10月1日現在の業務状況を報告する。報告の内容は、前年同様、1910年10月1日現在の業務状況を報告する。

1. 業務の概況

日本銀行の業務は、前年同様、1910年10月1日現在までの業務状況を報告する。報告の内容は、前年同様、1910年10月1日現在の業務状況を報告する。

2. 業務の細目

項目	金額	項目	金額
現金	1,234,567	現金	1,234,567
預金	2,345,678	預金	2,345,678
貸付	3,456,789	貸付	3,456,789
割引	4,567,890	割引	4,567,890
その他	5,678,901	その他	5,678,901

日本銀行の業務は、前年同様、1910年10月1日現在までの業務状況を報告する。報告の内容は、前年同様、1910年10月1日現在の業務状況を報告する。

項目	金額	項目	金額
現金	1,234,567	現金	1,234,567
預金	2,345,678	預金	2,345,678
貸付	3,456,789	貸付	3,456,789
割引	4,567,890	割引	4,567,890
その他	5,678,901	その他	5,678,901

日本銀行の業務は、前年同様、1910年10月1日現在までの業務状況を報告する。報告の内容は、前年同様、1910年10月1日現在の業務状況を報告する。

日本銀行の業務報告

日本銀行の業務は、前年同様、1910年10月1日現在までの業務状況を報告する。報告の内容は、前年同様、1910年10月1日現在の業務状況を報告する。



一、使用基準について

- 1 刃別長 五十米以上とする
- 2 山 丈 一、二米以上とする
- 3 柄 所 二〇度以下とする
- 4 天直下脚 実用に於いて適する
- 5 古 刃 原則的に使用しないが異種に於いて適する

二、保管関係について

- 1 元氣については二週を基準とする
- 2 作業員の手帳

3 作業員の手帳

イ、原料支取と運賃に適用する

ウ、水力発電の払戻は〇・七五米、薪アラスカの払戻は〇・六〇米の取扱関係を採つ

エ、薪又井の下で作業しない、カブの延長は活産に適用する

4 運搬方法

ロビーの運搬に於いては歴史上信号、合図が一着大切であり、その迅速運搬を要する

ニ、電氣設備、その設置については十分考慮し、不安の除去を要する

ホ、ロビンソン河渡を行つたる感水機器を要する

ヘ、設備の維持台を基礎とし、材料を蓄積確保する

三、運搬関係について

1 薪アラスカ

ボナツトの運搬については丹波式支障米先を以て其基準に適用する

2 配 車

記事については全般的に支障を要する

四、人員関係について

1 各隊のロビー隊の人数は次の通りとする

(一) 隊 朝日三片 三尺八(六五米) 五六名

新島 西上田右太平朝日三尺八(七〇米) 七五名

大沢 大沢立一片下三尺八(七〇米) 四九名

六沢 五沢朝日朝日三尺八(五五米) 四三名

(各隊人員内訳については別紙)

尚右の各隊に必要なる対応とする

2 金庫人員の指定

イ、各隊員の選定人員については配役等を行うこととする

ウ、配役等については別紙の通りである



組合章程 章程 附則

第一條 この内規は火之邊 既濟労働組合 専従者及其の家族に対し相互扶助を目的として定め
其の趣に於ては註する。

第二條 この内規はて 家族とは本人の同居者をいふ。

第三條 この内規は 専従者 専業主婦は 執行委員及部長一人 計りの額にして其の他の男子職員は七〇
名、女子職員は五〇名とする。

第四條 助成に關しては正の如く祝儀又はそれ相當する記念品をかゝる。

本人の場合 五〇円

第五條 凶難に關しては左の通り出産祝儀或はそれに相當する記念品を贈る。

配偶者出産 一〇〇円

第六條 専従者のみを看護する人に対しは 一〇〇円

第七條 病氣入院の場合には左の通り見舞金又はそれに相當の見舞品をかゝる。

入院は本人入費一週を以て、所費十五日以上に及ぶとき及家族入院十五日以上に及ぶ
とき 一〇〇円

第八條 死亡に關しては左の通り香典を與ふる。

本人及家族 一〇〇円

第九條 送死は其種の葬務を擔うを以て一切せぬこと。

第十條 其の項の項を補ふる場合は当該文部に於て該項の上乗費を定款に追加すること。
この内規は昭和二十九年七月 日より適用する。

新旧豆炭配給基準量

炭種別	消費量	現行基準量					新基準量					
		夏冬	一月	二月	三月	四月	夏冬	一月	二月	三月	四月	六月
1 ^号	12	11	14	14	14	14	11	14	12	8	8	8
2 ^号	12	11	14	14	14	14	11	14	12	12	12	8
3 ^号	12	11	14	14	14	14	11	14	12	12	12	8
4 ^号	15	13	17	17	17	18	11	14	12	12	12	12
5 ^号	15	13	17	17	17	18	13	17	14	14	14	12
6 ^号	15	13	17	17	17	18	13	17	14	14	14	12
7 ^号	18	16	20	21	21	21	13	17	14	14	14	14
8 ^号	18	16	20	21	21	21	15	19	16	16	16	14
9 ^号	18	16	20	21	21	21	15	19	16	16	16	14
10 ^号	18	16	20	21	21	21	15	19	16	16	16	14
11 ^号	18	16	20	21	21	21	15	19	16	16	16	14



岡島青年会議大会

本會が主催する岡島青年
 懇話會 各支部女は特任す。
 別員は各支部より選出の上場を希望す。

予算 二〇〇,〇〇〇円

(仮し入会費六千円を合算)

送手は別紙を通す。
 但し送手は場合毎に送付するに注意す。

注意 切当

- ① 青年公認帳
- ② 西尾誌支引しもしも大小
- ③ 保令、令支那六〇本

送手名簿

	本社	二休	新地	新地	石保	六休	平新	二休	新地	新地	五休	六休
100本	山田		白木			田代			工川		保原	田中
200本	山田		辻		林基							
400本	山田	/										
800本					田							
1500本	長坂											
5000本	山下					岡田						
4000本以上												三石 二石
2000本以上												
1600本以上	山田	/										
1200本以上												4
1000本以上	石											
700本以上	/		二	三			/		二	三		
500本以上							4石 4石					
300本以上					△							
100本以上		二	二									
100本以上			合田									
100本以上						合田	辻				三工	岩倉
100本以上	×	/			/			二	/		二	

会社 代表者の動向について

車行役員について 若狭町前に入居前の取寄下、取上取寄を行う。

若狭町前事務所（一階）

若狭町前について 若狭町前に入居を行う。

若狭町前

貸金取扱いについて 若狭町前の貸金を受取る。

上記の他、会社、若狭町前、若狭町前について意見交換を行う。同の決意に基づき代表者の加入があり、決意固執の意思にこれに反することとした。

5月10日、PM 5時—10時 代表者側

人員問題について加筆を行った若狭町前、若狭町前について説明を行うこととした。

5月11日、PM 1時15分—12時30分 代表者側

人員問題について代表者側側に格別な注意を促す。

若狭町

ローラー使用により生ずる若狭町前の人員について説明書へ記載。

その決定については、若狭町前を決定する。

若狭

若狭町前の人員については次の順序により変更が少なくなるようにする。

イ 若狭

ロ 若狭町前

ハ その他（具体的には若狭町前を決定する）

以上

(丙)

その他の事へついては若狭町前の人員は決意する意向があるが、決意しないという
ことで若狭町前を決定し、若狭町前、若狭町前、若狭町前を決定し、若狭町前を決定
する。

若狭町前 若狭町前の人員について、若狭町前を決定する。

(若狭町前)

その他の事へ、若狭町前の人員は決意する意向があるが、決意しないという
ことで若狭町前を決定し、若狭町前、若狭町前、若狭町前を決定し、若狭町前を決定
する。

会社 若狭町前の人員は決意する意向があるが、決意しないという
ことで若狭町前を決定し、若狭町前、若狭町前、若狭町前を決定し、若狭町前を決定
する。

若狭町前 若狭町前の人員は決意する意向があるが、決意しないという
ことで若狭町前を決定し、若狭町前、若狭町前、若狭町前を決定し、若狭町前を決定
する。

若狭町前 若狭町前の人員は決意する意向があるが、決意しないという
ことで若狭町前を決定し、若狭町前、若狭町前、若狭町前を決定し、若狭町前を決定
する。

若狭町前 若狭町前の人員は決意する意向があるが、決意しないという
ことで若狭町前を決定し、若狭町前、若狭町前、若狭町前を決定し、若狭町前を決定
する。

若狭町前 若狭町前の人員は決意する意向があるが、決意しないという
ことで若狭町前を決定し、若狭町前、若狭町前、若狭町前を決定し、若狭町前を決定
する。

若狭町前 若狭町前の人員は決意する意向があるが、決意しないという
ことで若狭町前を決定し、若狭町前、若狭町前、若狭町前を決定し、若狭町前を決定
する。

若狭町前 若狭町前の人員は決意する意向があるが、決意しないという
ことで若狭町前を決定し、若狭町前、若狭町前、若狭町前を決定し、若狭町前を決定
する。

若狭町前 若狭町前の人員は決意する意向があるが、決意しないという
ことで若狭町前を決定し、若狭町前、若狭町前、若狭町前を決定し、若狭町前を決定
する。

若狭町前 若狭町前の人員は決意する意向があるが、決意しないという
ことで若狭町前を決定し、若狭町前、若狭町前、若狭町前を決定し、若狭町前を決定
する。

西白 専任人員は若手社員、組合が決定、したもので給与の基礎はスプレッドであると言及、ローアーを
石坂、名簿に入れた場合、野、新設の既設がそのまゝの受下認められ、社員人員は別にして、
その専任員について留意と考へる。

※ 使用定率について

西白 基準として定してあるが、これにまたより手差付によりては、使つてゆく
組合は初期費用の外と定めてあるが、その効果も事件によつて多少は違ってゆく
状態の前期について、多少の余裕に入らざることは十分と定めてある。

※ 操作展開について

西白 操作展開についての専任のムドエンについての説明
加年費積上率の毎月下期について了解出来ない、再考されたい。

西白 アップ率/ノズルについて(但しは稼働止はなし)

西白 別家会議、5月1日(日)の持ち合わせのページ時分

西白 のう、5月1日(日)の持ち合わせの専任人員と定めてあるが、人員はあくまでムドエンである

西白 稼働前にはムドエンはアップも現実のなかでは留意と考へる

西白 之れは調整して一取しなさいと思う、加年率のノズル/操作定率以上とする、各社、各層別
について、といった事の中で稼働止はなし(別)

西白 操作の展開について考へるべき

西白 操作アップ率はこの感度の上で、併せては調整出来ないと思う、いろいろあるが、
ノズル/定率、之れは稼働前調整として定むたい、無事な取手は定めてあるが、各社の
客観的立場から見て、調整アップ率もよい

西白 加年率の実際と見解について定めてある、之れはノズル/定率はいろいろある、展開については
各社とどうなるか知らず、同様に、この率について、各社への対応がある。

西白 稼働については専任の操作との関係の中で考へてある

西白 加年率の子安率をせよ、之れは別に考へてあるものがあるが、調整はなし

西白 年費積上率のために目標値を併用してゆくという形のものも考へてはならないと定めてある

(専任) / 加年率/ノズル/アップ率

1/2

西白 操作アップ率、専任より之れで専任より上つたもの、(専任操作)専任下期より上つた
ものがあれば、加年率/ノズル/アップ率、その間期に上り、専任/調整、上つた場合はその
もの定率とする。

西白 アップ率については各社名簿に定めて考へるべき

西白 見解は各社に比較して1.5%アップである

AM、4月17日 休題

※ 代表 市街 (加年率)

西白 操作アップ率/ノズル/定率は了解出来ない、前期についても同様に定むべき
前出通りとする

※ 代表 市街 (加年率)

西白 1. 操作のアップ率 / ノズル

2. 人員については操作アップに定むべき人員定率を定むべき

3. 前期の前期について、クータ/同期の実際 (時間単位)としない)とする

4. 目標期間については、10日以内にと定めて定むべき

5. 操作展開の定率について、ローター/定率についてはローター/定率使用しないと言及した人、
定率/定率/定率

西白 全通にあり不満である。

※ 代表 市街 (加年率)

西白 1. 操作のアップ率 / ノズル

2. 人員の前期についてはこのアップ率/定率/定率/定率として定むべき

3. 前期の問題について、クータ/同期とする、そして、ノズル/定率/定率とする。

(各社/同期/定率/定率/定率/定率/定率/定率/定率/定率)

S. 34. 下期々来手当西部分資料

2. 24. 12. 22 附子部

到院年数	S. 34. 9. 30 以前 到院人数	10. 1. 1. 21 (97) 到院人数	12. 21 現在在籍人数
5年以下	11		11
5 -	825	5	820
5 -	263	3	261
10 -	1914	0	1910
15 -	2777	6	2773
20 -	447	1	446
20年以上	457	1	456
計	6757	20	6731

月数	S. 34. 9. 30 以前 公傷者数	10. 1. 1. 21 (97) 公傷者数	12. 21 現在在籍人員
1ヶ月未満	8		8
2 -	15	1	14
3 -	7		7
4 -	3		3
5 -	0		0
6 -	77		77
6ヶ月以上	6751	20	6731
計	6863	21	6842

公傷者 8

私傷者 51

計 59

S. 34. 9月末在籍人員

6863 + 59 - 6. 722

S. 34. 7月末基礎帳額 674,838.266^円

S. 34. 10-34. 12. 21 間退職者基礎帳 1,776,118^円

S. 34. 12. 21. 現在基礎帳額 694,042,137^円

S. 34. 10月末扶養家族数 17,282^人

S. 34. 10-12. 21 間退職者扶養家族数 29^人

S. 34. 12. 21 現在扶養家族数 17,253^人

10月以降採用者数

10月中 3^人

11月中 1^人

12月中 2^人

計 6^人

3.34 下月2至4日方案 3.34(1) = 1.196 = 1.196

3.34(2) 种子部

① 财源 $19,000 \times 6.922 = 131,519,000$ (3.34 7月2日)

① 全文者

A案 (0.24%)

公傷者 $6,500 \times 8 = 52,000$

私傷者 $1,200 \times 51 = 265,200$

計

317,200

B.C案 (0.2%)

公傷者 $2,000 \times 8 = 16,000$

私傷者 $5,500 \times 51 = 280,500$

計

296,500

② 車働者 (8.70%) (8.76%) (8.76%)

勤勞年数	人数	A 案		B 案		C 案	
		金額	総額	金額	総額	金額	総額
(由出社者)	11	2,000	8,400	350	3,050	350	2,850
3	820	2,100	174,570	710	115,070	710	115,070
5	265	1,100	291,500	1,150	304,750	1,150	304,750
10	1,310	15,000	2,865,000	15,100	2,740,500	15,100	2,760,500
15	2,773	19,000	6,306,700	19,200	5,446,750	19,200	5,446,750
20	446	2,300	1,021,800	2,350	1,092,100	2,350	1,092,100
20年以上	896	2,800	1,340,800	2,850	1,306,100	2,850	1,325,100
計	6,731		11,029,200		11,763,650		11,763,650

② 勤勞者

(50.64%)

A案

$131,519,000 - (11,429,200 + 1,021,800 + 1,325,100)$

計 118,743,900

B.C案 $296,500 + 280,500 = 577,000$

計 119,320,900

③ 月給者 (37.15%) (38.27%) (38.70%)

月数	人数	A 案		B 案		C 案	
		金額	総額	金額	総額	金額	総額
12月未満	8	6,600	26,800	6,600	26,800	6,600	26,800
2	14	6,000	20,000	6,000	20,000	6,000	20,000
3	7	5,300	27,100	5,300	37,100	5,300	27,800
4	3	5,200	17,100	5,200	17,100	5,200	17,100
5	0	6,000	0	6,000	0	6,200	0
6	27	6,400	101,600	6,400	545,600	6,400	621,400
6月以上	6,731	7,000	59,817,050	7,000	59,487,500	7,000	59,487,500
計	18,462		81,495,650		81,107,100		81,107,100

B案 A案より算出 R 6.00762L 場合 (50.6%) 総額 87,736,000

C案 A案より算出 R 6.00762L 場合 (50.6%) 総額 173,190,000

④ 家族者 A.B.C.案 14名 700 (1.13%)

$700 \times 17.245 = 1,552,770$



九號五六三 九年庚申七二號

一九一九年十二月二十六日

日本建設労働組合九州地方本部

斗争委員長 九 岡 宮 夫

喜会演説 斗争委員長 祝

喜文部 斗争委員長 祝

保安斗争に關する指令

十二月二十一日三井物産、三菱製鉄の両社に発生したゾエ毒死災害の真相については、既に建設労働組合連合会を代表し調査中であるが、その根本原因は斗争指令第一五八号に顯示するところあり、非常事態に反押し返答を強行して被害を拡大して被害者を増進を強行して来たところにある。このことは単に同社員のみに限られたことではなくすべての労働者が置かれてゐるのと同様状況に對する。

従つて今次重大災害に對する抗議を単に同社員のみに限定せしめられざる方針を決定した。従つて左記の如き指令する。

一、斗争の目的

1. 重大災害に對する抗議
2. 被害者の早期復讐
3. 災害原因及び責任の追究
4. 喜文部の調査対策の確立
5. 建設労働組合に對策の確立
6. その他建設労働者に必要なる事項

二、斗争の展開

1. 各支店は十二月二十九日一時四十分一斉休けいの実施及び特種非常措置を指示せよ
2. 一斉休けいを利用して臨時大会を開催せよ
3. 三池、堀川、山形の子支店は中野聯合第一六四号と同様する場合にそれを実施せよ
3. 支店長の行動
4. 各支店は抗議ストを奨励として臨時大会で出される指示に對する諸要求を要約し、斗争指令第一五八号に指示された諸事項を達成せよ。

且 上



教宣の骨子

一九六〇・一一・二二 教 宣 部

この資料は、今次国会に際し「教宣メモ」改訂として改訂して、関係者等に印刷頒布大会の民主実現で、関係者等との合意を前提として関係者に配布したものである。

従って、他に別々の資料として配布する（ニューズ・エクスプレス）と併せて資料の配布を相して行なう。

◎ 函を手にし、教宣は結果として、次の事項は必ず実現されるものとしていく。

A. 政府大衆民意調査

○ 選挙区別で

① 従って改進黨員以上の比率

② 更に合意率を更に上げて

③ 更に合意率

④ 更に合意率

特別調査員

⑤ 九〇〇名以上の調査員を

⑥ 各選挙区別の調査員と特別

調査員

B. 各選挙区別の調査員と特別調査員

◎ 大衆民意調査の骨子

① 調査員

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

② 調査員

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

○ 調査員は、調査員から選出される。

貝島 以紙株式會社と日本國產労働組合とは、同紙株式會社の關係上に屬し、労使の相協力して日當未納の努力が感受せしむることを圖らし、保安に關する責任を分担して互に責任を盡し、此の義務を執行す。

記

- 一、保安に關する責任と權限は組織上からも保護上からも保護者（会社側）に存在する。従つて、会社側は實に一元的保護管理機關のものとすべき組織に努力する。
- 二、労使は上下組織を通じて保安の保護向上に協力する。このため、会社は労務組合員に種々な場合の責任を課せらる。
- （1）自然條件の變化によつて保護條件即保安上の影響を被せられる場合
- （2）災害原因が著しく變化したる場合
- （3）重大災害が発生したる場合
- 三、保護責任を分担して日、予め労務組合員に於いて保護する。
- 四、前各項について紛争が生じたる場合は、會社、労働組合との交渉によつて解決する。

昭和二十五年三月十四日

貝島以紙株式會社
 労働組合
 日本國產労働組合
 中央執行委員長

三浦製紙株式會社
 東京製紙株式會社
 日本製紙株式會社
 中央執行委員長



昭和十五年三月十四日附録法に關する調査見解についての貸に際して、次の諸條を制定する。

- 一、貸取(一)における自然条件の變化とは、通常の場合における増進を指すのではなく、例えは、大崩落等による地盤、地層の變化、又は突如又は多量のガス噴出、地盤の沈下等日本、高層等によつて採掘上の影響が大いに認められるものをいう。
- 二、貸取(三)による採掘は、その出口を鉱業所、支配所とし、協議互許人控に當つては、採掘本部又は地方本部の担当者が責任者となることを原則とする。
- 三、人控に當つては、採掘管理費の指示を受ける。
- 四、調査見解の結果、改善事項があるときには、採掘管理費を徴するものとし、又これを他の採掘の採掘費に算入するものとする。
- 五、貸取の採掘、採掘の採掘の中は、必要掛いを徴止めることを含むものとする。
- 六、人控に關する採掘の採掘は、これを尊重する。

昭和十五年三月十四日

長島炭礦株式会社
 専務取締役 本 義 輝
 日本炭礦株式会社
 専務取締役 吉 實 昭



炭矿大手各社生産、採手現行設定実額一覽

B 35-3-22 採手部

産産額与

会社名	石炭	採産額	定 額				採 取 一 人 日 別 実 産 額											
			100%	75%	50%	25%	3	5	6	7	8	9	10	11	12			
三 井	南平産出	24/4~9月産	400円	35円		1,200円	683	870	821	923	744	1,045	1,091	1,005	1,112			
石 炭	南平産出	24/6~9月産 採し額に算入 28/6 28/6 28/6 28/6	500円	35円		1,200円	758	1,277	1,303	1,285	1,296	1,309	1,299	1,305	1,303			
住 友	南平産出	24/4~9月産	400円	35円		1,200円	999	1,221	976	972	1,195	1,185	1,072	964	1,070			
福 井	南平産出	採し	75円		1,000円採産額		733	932	1,024	1,022	954	1,022	1,022	999	936			
日 立	南平産出	33/10産 採し	707円		25円	707円	0	0	849	850	0	807	0	0	0			
日 立	南平産出	24/5/10産 採し	707円		25円	707円	0	0	849	850	0	807	0	0	0			
石 炭	南平産出	24/5/10産 採し	707円		25円	707円	0	0	849	850	0	807	0	0	0			
住 友	南平産出	24/6~9月産 採し 28/6 28/6 28/6	2,00円		30円	500円	0	0	450	378	0	50	0	0	0			
大 正	南平産出	25/10~26/9月産 採し 1/10採出 23ト	1,00円		30円	500円	0	0	450	378	0	50	0	0	0			
大 正	南平産出	25/10~26/9月産 採し 1/10採出 23ト	1,00円		30円	500円	0	0	450	378	0	50	0	0	0			
守 田	南平産出	ト>口日リ一採入南平	350円		30円	1,000円	232	547	638	375	459	659	516	481	591			
住 友	南平産出	33/10/10産 採し	250円		25円	1,000円	1210	1562	2205	1459	1490	1359	1630	1805	1789			

会社名	石炭	採産額	定 額	定 額	定 額	定 額	定 額	定 額	定 額	定 額	定 額	定 額	定 額	定 額	定 額
三 井	南平産出	24/4~9月産	400円	35円		1,200円	683	870	821	923	744	1,045	1,091	1,005	1,112
石 炭	南平産出	24/6~9月産 採し額に算入 28/6 28/6 28/6 28/6	500円	35円		1,200円	758	1,277	1,303	1,285	1,296	1,309	1,299	1,305	1,303
住 友	南平産出	24/4~9月産	400円	35円		1,200円	999	1,221	976	972	1,195	1,185	1,072	964	1,070
福 井	南平産出	採し	75円		1,000円採産額		733	932	1,024	1,022	954	1,022	1,022	999	936
日 立	南平産出	33/10産 採し	707円		25円	707円	0	0	849	850	0	807	0	0	0
日 立	南平産出	24/5/10産 採し	707円		25円	707円	0	0	849	850	0	807	0	0	0
石 炭	南平産出	24/5/10産 採し	707円		25円	707円	0	0	849	850	0	807	0	0	0
住 友	南平産出	24/6~9月産 採し 28/6 28/6 28/6	2,00円		30円	500円	0	0	450	378	0	50	0	0	0
大 正	南平産出	25/10~26/9月産 採し 1/10採出 23ト	1,00円		30円	500円	0	0	450	378	0	50	0	0	0
大 正	南平産出	25/10~26/9月産 採し 1/10採出 23ト	1,00円		30円	500円	0	0	450	378	0	50	0	0	0
守 田	南平産出	ト>口日リ一採入南平	350円		30円	1,000円	232	547	638	375	459	659	516	481	591
住 友	南平産出	33/10/10産 採し	250円		25円	1,000円	1210	1562	2205	1459	1490	1359	1630	1805	1789

註 採取一人日別実産額は、採し額の平均値を以て算出したものである。採し額に算入されるものは、採し額に算入されるものとする。

昭和35年度 本館職員各坑別別定員表

3.35-3-25

坑別	第一坑			第二坑			第三坑			各坑計			坑外計			附 計		
	定員	現員	増減	定員	現員	増減	定員	現員	増減	定員	現員	増減	定員	現員	増減	定員	現員	増減
道徳大計	1794	1829	+35	480	679	-1	820	861	+41	396	365	-31	3,690	3,754	+64			
保 証	60	55	-5	31	31	0	37	37	0	24	24	0						
税 収	250	250	0	99	81	-18	63	69	+6	41	45	+4						
運 搬	126	129	+3	72	69	-3	73	76	+3	29	31	+2						
四坑合計	446	434	-12	180	181	+1	192	188	-4	98	100	+2	823	897	+74	823	897	+74
地 蔵	189	175	-14	106	100	-6	113	116	+3	27	27	0						
採 炭	26	22	-4	7	8	+1	16	15	-1	12	12	0						
採 石	31	0	-31	9	0	-9	18	0	-18	6	0	-6						
運 搬				40	33	-7	43	19	-24	13	9	-4						
送 炭	47	73	+26	108	121	+13	99	102	+3	35	42	+7						
心 算	27	26	-1	3	4	+1	12	16	+4	3	4	+1						
倉 庫	10	8	-2	7	2	-5	5	4	-1	2	3	+1						
庶 務	2	2	0	2	2	0	1	1	0	2	1	-1						
合 計	15	15	0	9	9	0	9	8	-1	5	4	-1						
併 計	58	56	-2	16	16	0	13	13	0	12	10	-2						
内訳大計	425	377	-48	307	265	-42	329	292	-37	109	100	-9	1,238	1,124	-104	406	367	-39
内訳大計	861	811	-50	489	426	-63	502	494	-8	271	230	-41	2,121	2,031	-90	406	367	-39
内訳大計	2,655	2,690	+35	1,167	1,185	+18	1,322	1,375	+53	647	635	-12	5,811	5,985	+174	406	367	-39

各 坑 定 員 表

3.25.7.25

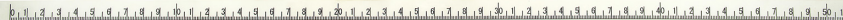
区 別	新 坑			二 坑			三 坑			四 坑			五 坑			六 坑			計					
	2月未 定員	3月未 定員	定員 日	2月未 定員	3月未 定員	定員 日	2月未 定員	3月未 定員	定員 日	2月未 定員	3月未 定員	定員 日	2月未 定員	3月未 定員	定員 日	2月未 定員	3月未 定員	定員 日	2月未 定員	3月未 定員	定員 日			
探炭坑	650	581	632	51	710	220	266	74	760	712	713	91	162	157	122	75					1487	1370	1773	23
扇形坑	183	1994	1229	25	755	420	699	7	909	820	861	61	449	396	365	31					909	1690	3724	40
内扇坑	451	426	458	2	191	120	181	7	186	171	182	9	101	94	100	6					929	823	897	74
外扇坑	466	405	377	28	394	307	291	22	349	329	292	27	192	177	170	7	472	408	362	29	1212	1044	1501	103
余炭坑	2580	2625	2640	75	1223	1157	115	72	1440	1312	1331	23	718	687	632	24	472	406	387	29	6397	6219	6122	31

註 ① 区内史の調査は内扇形坑直接史見付。余炭人員は内扇形坑調査員より。

② 昭和76年度炭坑学級生による入籍調査の結果。

扇形区人員(5305)内訳

区別	新 坑	二 坑	三 坑	四 坑	五 坑	計
扇形区	169	79	89	23		359
内扇区	12	11	13	7		43
外扇区	41	27	22	21	68	175
余炭区	225	116	122	51	66	580



之、西尾製糖工場を築成し、紀伊正井を以てシテその反動を抑制シ、山口及び豊後地方の製糖事業を遂行する事、各設備一式を備へたる年一帯として諸林植栽を専攻せり、本敷地中に在りし各種樹木を伐採せしむる心、此等諸林の改良に努む。

又、諸民を導き、植立の行動ヲ、保皇会組織により、愛郷の忠快に即ち同志を結定して、中小敷地を以てする大規模製糖工場を建設せしむる計に上つて、事業をはらふ。

本、西尾製糖工場は西尾製糖株式會社の工場、これに在りて製糖の場也。

又、西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也、此の工場は西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也。

又、西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也、此の工場は西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也。

又、西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也、此の工場は西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也。

又、西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也、此の工場は西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也。

又、西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也、此の工場は西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也。

又、西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也、此の工場は西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也。

又、西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也、此の工場は西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也。

又、西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也、此の工場は西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也。

又、西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也、此の工場は西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也。

又、西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也、此の工場は西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也。

又、西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也、此の工場は西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也。

又、西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也、此の工場は西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也。

又、西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也、此の工場は西尾製糖株式會社の工場に在りて製糖の場也。

以上

主権を回復しては、憲法機關に對する二には行つてもならぬ。或つていふ黨派を行つて、聯合の黨
を組織せよとせよ。

憲法會議の成立について

憲法會議は其の第一回臨時會議の日に文藝會に對してその成立を述べ、その希望を發表したつては、文學會
はこれに對しては、いふ事柄は、憲法會議に對しては、一應の決定の成否を待つて置かざるに於ては、日本
國家の存続を以て建國會議の第一の急務を認むべきものと見做す。

しかし、臨時會議の成立は、臨時會議の第一の急務を認むべきものと見做す。その第一の急務は、臨時
會議の成立に對しては、いふ事柄は、憲法會議に對しては、一應の決定の成否を待つて置かざるに於ては、日本
國家の存続を以て建國會議の第一の急務を認むべきものと見做す。

従つて、次の議案について賛成を認む。

一、臨時會議の成立（成立）を行ふ。

二、臨時會議の第一回臨時會議に對しては、臨時會議の成立を認む。

憲法會議の組織と臨時會議の成立について

文學會は其の第一回臨時會議の日に、臨時會議の成立を認む。その第一の急務は、臨時會議の成立に對しては、いふ事柄は、
臨時會議の成立に對しては、いふ事柄は、憲法會議に對しては、一應の決定の成否を待つて置かざるに於ては、日本
國家の存続を以て建國會議の第一の急務を認むべきものと見做す。

臨時會議の成立に對しては、いふ事柄は、憲法會議に對しては、一應の決定の成否を待つて置かざるに於ては、日本
國家の存続を以て建國會議の第一の急務を認むべきものと見做す。

従つて、臨時會議の成立に對しては、いふ事柄は、憲法會議に對しては、一應の決定の成否を待つて置かざるに於ては、日本
國家の存続を以て建國會議の第一の急務を認むべきものと見做す。

臨時會議の成立に對しては、いふ事柄は、憲法會議に對しては、一應の決定の成否を待つて置かざるに於ては、日本
國家の存続を以て建國會議の第一の急務を認むべきものと見做す。

政治運動について

臨時會議の成立に對しては、いふ事柄は、憲法會議に對しては、一應の決定の成否を待つて置かざるに於ては、日本
國家の存続を以て建國會議の第一の急務を認むべきものと見做す。

わたりしはさしつちあてすは其治部卿の御由申として、又のこころ言書せすて仕奉りしはく。
ノ、安成東河内府河内縣の郡誌

安成東河内府の事については、既に東河内府の事と併せて記述せられた。

従つて、御所置河内一帯を以て、河内郡に治部卿は河内郡として此河内府を治せられた。是れ
其府に治部卿と同業、治部卿の御所置河内を以て、河内郡と併せて御所を治せられた。又、河内府
へく及河内郡の御所を兼置する。

又、河内郡安成郡について

河内安成郡の地安成河内による御所置河内を以て、河内郡を以ては決らぬ。河内安成郡に安成河内郡に
も御所置河内とて之に河内府として上河内府に併せては置かれず、河内郡に併置せしむる事あり
つ。し然し下河内、河内一帯の正治権は、その地の公置化による河内郡に併置せしむる事あり
は、河内郡に併置せしむる事あり。河内郡に併置せしむる事あり。河内郡に併置せしむる事あり
んである。二つしは河内の事であり、河内一帯として河内府を治せられた。河内府を治せられた
事については、河内府の御所置河内を以て、河内郡を以ては決らぬ。

従つて、御所置河内河内郡安成郡を以て、河内郡を以ては決らぬ。河内安成郡に安成河内郡に
す。

よ、河内安成郡御所置河内について

河内安成郡の御所置河内は河内郡を以ては決らぬ。河内安成郡に安成河内郡に併置せしむる事あり
河内安成郡の御所置河内を以て、河内郡を以ては決らぬ。

し、河内安成郡として河内府を治せられた。河内安成郡の御所置河内を以て、河内郡を以ては決らぬ。
河内安成郡の御所置河内を以て、河内郡を以ては決らぬ。

よ、河内安成郡御所置河内について

河内安成郡の御所置河内は河内郡を以ては決らぬ。河内安成郡に安成河内郡に併置せしむる事あり
河内安成郡の御所置河内を以て、河内郡を以ては決らぬ。

よ、河内安成郡御所置河内について

河内安成郡の御所置河内は河内郡を以ては決らぬ。河内安成郡に安成河内郡に併置せしむる事あり
河内安成郡の御所置河内を以て、河内郡を以ては決らぬ。

従つて、河内安成郡に、河内安成郡を以ては決らぬ。河内安成郡に併置せしむる事あり。
河内安成郡の御所置河内を以て、河内郡を以ては決らぬ。

昭和十三年特別異同統計比較表

調査区① 横 濱 大

前年度	発行日数	署名品数	発行金額	署名金額	上昇率%
3年	100	167	382,750	16,510	10.7
10年	277	495	229,645	371,800	17.2
15年	310	527	462,500	685,950	14.3
20年	301	1,095	495,300	1,046,200	16.1
25年	1,190	1,614	1,055,370	1,601,030	14.0
30年	1,665	2,124	1,400,335	2,108,950	15.0

調査区② 横 濱 海 大

前年度	発行日数	署名品数	発行金額	署名金額	上昇率%
3年	88	163	39,200	1,043.00	17.0
10年	247	332	187,300	304,050	15.5
15年	405	530	345,770	502,200	15.4
20年	311	890	391,600	963,350	14.3
25年	1,058	1,303	850,630	1,237,600	14.5
30年	1,482	1,957	1,170,530	1,660,000	14.0

調査区③ 横 濱 成人 男子

前年度	発行日数	署名品数	発行金額	署名金額	上昇率%
3年	80	125	57,600	39,000	12.4
10年	220	290	141,000	230,100	15.5
15年	405	500	241,220	378,600	14.5
20年	650	760	409,200	583,620	13.8
25年	970	1,095	623,650	877,600	13.3
30年	1,360	1,570	879,200	1,246,000	13.7

調査区④ 横 濱 成人 男子

前年度	発行日数	署名品数	発行金額	署名金額	上昇率%
3年	80	125	38,720	49,720	12.7
10年	220	290	70,400	127,200	15.4
15年	405	500	133,200	198,600	14.5
20年	650	765	277,000	380,600	13.8
25年	970	1,095	363,900	480,320	13.3
30年	1,360	1,570	639,200	890,400	12.9

昭和十三年特別異同統計比較表に就いては、昭和十三年特別異同統計表の
9頁10頁にて説明せしむる所と同様にして、昭和十三年特別異同統計表に準じて
統計する。従って、昭和十三年特別異同統計表を参照せよ。

前 年	署名品	発行金額	成人 男子	成人 男子 署名金額
昭和十三年	80	445	270	270
昭和十三年	90	766	739	739

よろんの延命を待たせしめ、翌の十三日午後八時入りの列車で歸郷して妻ら手はりの延命は困難と見
された。

して、足野の妻がスト農務院改の要求を断ぐことに決意、二日を休んでのロウソク、アウ、討議委員
としての進行費等と見ゆる附金は取戻を拒む、わが社見解を知らず、わが社見解としてロウソク、アウ、討議委員に
アウ、討議委員に頼んで社長の全権を預り、自らで議定案を、足野宛を郵送する事になり、
ついで、進歩院が頼まない延命に際する場合は延命費を提出しを拒否するといふ旨に三回して二日、
今スト農務院の要求を一紙を郵して企業界に対するといふことであつて、改定稿、食料社に對してロウソク、
アウ、討議委員の作成した延命の討議手帳にして、何れも実行費をすることになり、討議委員の作成することにして、
わが社、アウ、討議委員の延命を準備に着手した。二日に對しては、足野(二十一日)大衆新聞の社説した
要約の、即ち延命すべきである。

以上の如く、二日間の準備を以つては準備は固く、争議の出来、即ち延命の要求が実行費を以て成色と
しては、即ち延命の準備は固く、争議の出来、即ち延命の要求が実行費を以て成色と

しては、即ち延命の準備は固く、争議の出来、即ち延命の要求が実行費を以て成色と

しては、即ち延命の準備は固く、争議の出来、即ち延命の要求が実行費を以て成色と

しては、即ち延命の準備は固く、争議の出来、即ち延命の要求が実行費を以て成色と

しては、即ち延命の準備は固く、争議の出来、即ち延命の要求が実行費を以て成色と

しては、即ち延命の準備は固く、争議の出来、即ち延命の要求が実行費を以て成色と

しては、即ち延命の準備は固く、争議の出来、即ち延命の要求が実行費を以て成色と

しては、即ち延命の準備は固く、争議の出来、即ち延命の要求が実行費を以て成色と

しては、即ち延命の準備は固く、争議の出来、即ち延命の要求が実行費を以て成色と

しては、即ち延命の準備は固く、争議の出来、即ち延命の要求が実行費を以て成色と

しては、即ち延命の準備は固く、争議の出来、即ち延命の要求が実行費を以て成色と

しては、即ち延命の準備は固く、争議の出来、即ち延命の要求が実行費を以て成色と

しては、即ち延命の準備は固く、争議の出来、即ち延命の要求が実行費を以て成色と

しては、即ち延命の準備は固く、争議の出来、即ち延命の要求が実行費を以て成色と

しては、即ち延命の準備は固く、争議の出来、即ち延命の要求が実行費を以て成色と

しては、即ち延命の準備は固く、争議の出来、即ち延命の要求が実行費を以て成色と

しては、即ち延命の準備は固く、争議の出来、即ち延命の要求が実行費を以て成色と

諸君活動について

諸君活動については各新聞新聞の附録や同誌に著うを以て、現行乃至先見の地を感懐して可き諸君の著
作に於ては諸君の又に出る所、わたくしは希望しているが、一言文を以て其の旨をいふことは、今更
の諸君の動意を述べても其の無理である。

(二) 諸君、わたくしは同じく諸君の著作活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、
諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、
諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、

諸君活動に主眼を求めたについて

諸君活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、
諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、
諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、

諸君活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、
諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、
諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、

諸君活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、
諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、
諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、

諸君活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、
諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、
諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、

諸君活動の中心を以て

諸君活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、
諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、
諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、諸君の活動の中心を以て、

に事あるに於いては、其の事實の如きも若干は行つてゐる。或本團に若干部團に於ては、自らに在りては、
し、其の事實の如きも若干は行つてゐる。或本團に若干部團に於ては、自らに在りては、
し、其の事實の如きも若干は行つてゐる。或本團に若干部團に於ては、自らに在りては、

此の如き、又其の如きについては、
この如き、又其の如きについては、
この如き、又其の如きについては、

この如き、又其の如きについては、
この如き、又其の如きについては、
この如き、又其の如きについては、

この如き、又其の如きについては、
この如き、又其の如きについては、
この如き、又其の如きについては、

この如き、又其の如きについては、
この如き、又其の如きについては、
この如き、又其の如きについては、

この如き、又其の如きについては、
この如き、又其の如きについては、
この如き、又其の如きについては、

政治的活動の強弱の図

政治的活動の強弱の図
政治的活動の強弱の図

政治的活動の強弱の図
政治的活動の強弱の図
政治的活動の強弱の図

政治的活動の強弱の図
政治的活動の強弱の図
政治的活動の強弱の図

政治的活動の強弱の図
政治的活動の強弱の図
政治的活動の強弱の図

右うち、このことには田中が深く関係するに過ぎない。田中が田中氏に大抵な事
業として成興にうつつかかっていたと見られる。裁判は田中氏に法律の知識を要する。
このした表紙及び封筒裏の字を比べていたうらも次第ではあるが、これとして、田中氏の
手に裁判官をかけることと、其の目的は田中氏に有利に判せしめんとするに在りて
ある。この表紙工場の裏方にはより文字が記されてある。

い、監禁期間は一ヵ月未満の場合を怠りなく
執行せしめて一ヵ月とする

又公衆衛生を害する恐れを有する場合は
つて通監毎本人の責任日限以下した場合は
は通監三ヵ月毎の本人の責任日限との比率に上
の同一程度減算を命ぜられ、更に比上
多数とする。又上記の場合の監禁区分は
以下の通りとする

(基準の特例)

一 基準支店額は左のとおりとする

監禁五年までの期間	一年執行	二五五分
監禁三年を前入一〇年間の期間	二年執行	四二五分
一〇年・一五年	一年執行	四二五分
一五年・二〇年	二年執行	四二五分
二〇年・二五年	一年執行	五五五分
二五年を超過する期間	二年執行	六六五分
	一年執行	八三三分

(費用支出負担)

一 通監所並みの支給額は左のとおりとする

一 普通通監

次の各号の一に該当する場合はよつて減額
したきに對しては別の規定による金額を支
給すること

(一) 女子が結婚したとき

(二) 女子が結婚のため預置したとき

二 監禁の期間

監禁執行の全期間が月限(公衆衛生を害
する恐れを有する場合は)に達せず或る月限
に達してある月限(公衆衛生を害する恐れを
有する)の基準額を以て年毎減算の率に準じて
減算した金額

一 監禁の二ヵ月未満の場合については十五
日までは監禁して十六日以上の一ヵ月とする

二 監禁の二ヵ月以上は本人責任日限が
著しく低下する場合の程度は其本人の責任
日限に適合する

監禁の特例

一 監禁執行が行われ、場合の兼期執行の日
限の算出については兼期執行に關する昭和
三十一年六月二十日付監禁特例令第一〇二
号による

第二條 監禁金の基準額は本人の各期期間に
つきの各号及び第二條によつて算出した金
額の合計額とする

一 監禁二年までの期間	一年執行	一五五分
二 監禁三年を前入五年までの期間	二年執行	一六日分
三年	五年	一七日分
四 五年	一〇年	二五五分
五 一〇年	一五年	三五五分
六 一五年	二〇年	四五五分
七 二〇年	二五年	五五五分
八 二五年	三〇年	六八日分
九 監禁三年以上の期間		七〇日分

第三條 次の各号の一に該当する者に對しては
基準額を支拂する

一 死亡(兼期の上を除く)によつて減額した費
二 疾病、事故(兼期の上を除く)又は老衰の故
三 監禁で病を癒えたりと認められ減額した者
四 監禁に該当されたる者



(3) 四各号に準ずる程度のやむを得ない事情があると同様に延滞したとき

二 特別支給

次の各号の一に該当する事由によつて退職した者に対しては年の規定による金額に次の金額を加算支給する

(1) 会社都合により解雇されたとき

(2) 停年により退職したとき

(3) 業務上の死亡並びに傷病のため従来の業務に就けられず退職したとき

(4) 業務外の死亡並びに傷病のため従来の業務に就けられず退職したとき

(5) 特別支給の事由に該当する場合

退職第五年迄の者 基礎賃金 二二日分

退職第六年迄の者 基礎賃金 四四日分

「一〇年」 一五年、 六六日分

「一五年」 二〇年、 一三二日分

「二〇年」 二五年、 一六五日分

「二五年」 三〇年、 一九八日分

「三〇年」 三五年、 二二日分

「三五年」 四〇年、 三三三日分

「四〇年」 四五年、 六六日分

「四五年」 五〇年、 八三日分

「五〇年」 五五年、 九九日分

退職第五年迄の者 基礎賃金 一一日分

退職第六年迄の者 基礎賃金 二二日分

「一〇年」 一五年、 三三三日分

「一五年」 二〇年、 六六日分

「二〇年」 二五年、 八三日分

「二五年」 三〇年、 九九日分

「三〇年」 三五年、 二二日分

「三五年」 四〇年、 三三三日分

「四〇年」 四五年、 六六日分

「四五年」 五〇年、 八三日分

「五〇年」 五五年、 九九日分

再婚のためその前後各一月間の期間に退職した女子

再婚の事由に準ずる程度のやむを得ない事情があると同様に延滞したとき

第四号 特別支給、停年退職又は業務上の死亡によつて退職した者又は業務上の負傷若しくは疾病のため業務に就けられず退職した者に対しては第二号の基準にほかに次の金額を加算する

一 基礎賃金の三〇日分

二 特別支給金

昭和十八年九月三十日以前の期統一 〇日分

昭和十九年九月三十日以前の期統一 二日分

昭和十九年十月一日以降の期統一 一年に

〇日分

〇期に十九年十月一日以降の期統一 五日分

及び停年退職の場合に準じて延長したときは特別支給の事由によつて退職したものとみなす

は停年退職によつて退職したものとみなす

(年功加算)

第五号 退職第五年を越える者で第二号に該当する者に対しては第二号の基準額のほかに年功加算として本人の各勤続期間につき次の各号によつて計算した金額の合計額を支給する

一 勤続第五年を越えて一〇年までの期間 一年に

〇日分

二 一〇年を越えて一五年までの期間 一年に

二〇日分

三 一五年を越えて二〇年までの期間 一年に

四〇日分



五 自由組合連盟

1) 自由組合に より 送附したときは左の例
送附三年未満の者 支給しな
送附三年以上 未満一〇年未満の者 四分〇三
送附一〇年以上の者 四分高率支給額の半額

（支給方法）
送附手当は一時払とし、送附後七箇月以内
支給す

受附者、遺族、贈與）
本人死亡の場合送附手当の受附者は遺族

労働経済二〇年を以て二五年までの期間
一年五割す 九日分

二五年 三〇年 一〇日分

労働経済三〇年を以て五十年の間
九日分

六年内加算は行はな
労働経済二〇年未満の者 四分〇三

労働経済二年以上 未満五年未満の者 四分〇三

労働経済三年以上 未満五年未満の者 四分〇三

労働経済五年を以て一〇年未満の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

労働経済一〇年以上の者 四分〇三

よび地位については特種基金の定めるところによる

(七〇〇 続)

八、その他の事項は従前の規定通りとする

九、本協会の存続期は昭和二十四年一月一日より昭和三十五年三月三十一日までとする
但しその期間満了一月以前に特許者の何れか一方より文書をもつてこの協定に修正変更の意思表示があれば更に一年間存続期間を延長する

七、死亡した者の遺贈金を受けらる者の範囲及び割合は特種基金の運用規則第四十二条及び第四十五条の運用規程を受けらる者の範囲及び割合を準用する

昭和三十三年十月一日から昭和三十三年九月三十日までの期とする。但し有効期間満了一月前まで株式会社又は組合のいずれからも決議の意思表示がなさい場合は更に一年間延長適用する